

1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う更新研修会受講に係る特例措置について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う2020年10月1日付登録手続きに関する取扱について (2020年3月31日時点)

1 公認スポーツ指導者の更新研修について

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の有効期間は、資格登録後4年間であり、資格更新するためには、資格有効期限の6か月前までに、日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修会を最低1回受ける必要があります。

2 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国内各所で行われる予定であった公認スポーツ指導者資格の更新研修が開催中止となっている状況に伴い、公認スポーツ指導者資格の2020年10月1日付更新登録・再登録に関して、特例として以下のとおり取り扱います。

(1) 対象者

- ・資格有効期限：2020年9月30日、2020年3月31日、
2019年9月30日
- ・資格の種類：以下の資格・競技を除くすべての資格・競技

[対象外の資格・競技]

競技別指導者資格(水泳・サッカー・スノーボード、テニス、バスケットボール、バドミントン、剣道、空手道、エアロビク(コーチ4のみ)、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スクーバ・ダイビング)、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー

(2) 対応

上記の対象者については、所定の更新研修の受講状況に関わらず2020年10月1日付の登録手続きの対象とします。

本来必要な所定の研修を修了できずに登録される方については、「資格取得後も学び続ける」という更新研修の目的に鑑み、今後研修会が受講可能になり次第、積極的に研修を受講いただくことをお願いいたします。

(3) 今後の手続き

通常の登録手続きを行ってください。上記の対応に伴って追加で発生する手続きはありません。

《今後のスケジュール》

- ① 2020年7月下旬～8月上旬頃、更新登録手続きのご案内(JSPPOから)を郵送にて(指導者マイページを保有している方にはメールでも)お送りします。

↓

- ② 2020年9月30日までに手続き(登録料の入金等)を完了してください。

↓

- ③ 2020年10月1日から資格が更新(再登録)され、後日、登録証をお送りします。